

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. November 2014

観光業を促進するための租税措置

タイ国内閣は、タイ国内観光業を促進するためにタイ国財務省から提案された2つの税制案を承認しました。

- タイ国内セミナー/研修に係る費用（セミナー/研修会場の賃料、宿泊費、交通費、その他法人所得税の計算上セミナー/研修に係るものとして計上される費用）の**200%**控除
- **15,000**バーツを上限とする個人からツアーガイドに支払われるツアーガイド費用およびタイ国内旅行のホテル宿泊費の控除

上記措置は、その施行日から**2015年12月31日**まで適用されます。

普通パートナーシップおよび人的団体に対する税制

タイ国内閣は、タイ国財務省から提案された勅令を修正する法令を承認し、普通パートナーシップおよび人的団体に対する税務上の取り扱いを明確にしました。**2015年1月1日**から適用される新しい規定によると、普通パートナーシップおよび人的団体は、正味所得金額の計算の際、一定率の控除に代えて、必要かつ適切な費用を控除することが要求されます。当該所得金額は、各パートナーもしくは構成員に配分されます。

普通パートナーシップに利子、配当、および商取引目的での取得ではなく相続により取得した不動産の譲渡から生じた利益があり、すでに源泉税が控除されている場合、当該パートナーシップはこれらの所得をその他の所得と合算して年末の税額計算に含めなければなりません（現行の規定では、これらの所得は年末の税額計算から除外されています）。しかし、人的団体の場合、各個人は当該所得を年末の税額計算から除外することを選択できます。

軽減所得税率の適用期間の延長

2013年および**2014年**に個人所得税および法人所得税の税率が引き下げられたのに続き、現在の経済状況の下、納税者の負担を軽減するため、**2015年**についても軽減税率を維持するとする**2つの勅令**が公表されました。

- 勅令 No. 576により、以下の個人所得税率が**2015年**についても延長適用されます。

課税所得金額 (THB)	税率 (%)
- 300,000	5
300,001 - 500,000	10
500,001 - 750,000	15
750,001 - 1,000,000	20
1,000,001 - 2,000,000	25
2,000,001 - 4,000,000	30
4,000,001 -	35

- 勅令 No. 577 により、**2015年1月1日**から**2015年12月31日**までに開始する事業年度については、現行の**20%**の税率が延長適用されます。

機械装置の改善を促進し研究開発を奨励する措置

BOI（タイ国投資委員会）は、エネルギーの消費抑制、代替エネルギーの使用、および技術/機械装置の環境への影響を軽減することを目的として、製造業者（BOI奨励事業者か否かを問わない）に対して既存の技術や機械装置の改善および改良を奨励し、また、研究開発を奨励しエンジニアリングデザインを推進させる措置を公表しました（BOI布告 No. 1/2557「生産効率の改善を推進するための措置」）。当該布告の内容は以下のとおりです。

1. 申請者に対して、エネルギー消費の抑制、プロジェクトでの代替エネルギーの使用、もしくは明記された基準や比率で環境への影響を軽減することを目的とした機械装置の性能向上もしくは交換のための投資計画の提出を容認する。
2. 申請者に対して、明記された基準に従って生産効率向上を目的とした機械装置の性能向上もしくは交換のための投資計画の提出を容認する（例えば、効率性を向上するための生産ラインの自動化など）。
3. 申請者に対して、明記された基準に従った研究開発もしくは先進的なエンジニアリングデザインに係る投資計画の提出を容認する。申請者は、申請書の提出日以降、最初の3年間の総収入金額の1%以上を研究開発もしくは先進的なエンジニアリングデザインに投資しなければならない（中小企業(SME)の場合は0.5%以上）。

各プロジェクトへの最低投資金額は、土地代および運転資金を除き、最低100万バーツ（SMEの場合には50万バーツ）とされています。

当該措置の恩典には、ゾーンに拘わらない機械装置の輸入関税の免除、および既存のプロジェクトから生じる所得に対する3年間の法人所得税の免除（当該措置に基づく投資金額（土地代および改善プロセスのための運転資金を除く）の50%を限度）が含まれています。申請書は2017年12月31日までに提出され、投資奨励証書発行日から3年以内にプロジェクトが実行されなければなりません。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

http://www.deloitte.com/view/en_TH/th/services/tax-and-legal/d13113c8138a9410VgnVCM2000003356f70aRCRD.htm

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人5名が常駐し、日本の事務所からも頻繁にプロフェッショナルが出張ベースで来タイしております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

鈴木 基之	宮下 淳	中島 雄一朗	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国公認会計士	日本国税理士	
パートナー	シニアマネージャー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13228	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax

Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services

Cameron McCullough
+66 (0) 2676 5700 ext 5015
camccullough@deloitte.com

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax

Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

**Business Tax (Business Model
Optimization)**

Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services

Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

**Transfer Pricing & Customs
Services**

Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI

Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.com/th/about for a detailed description of the legal structure of Deloitte Touche Tohmatsu Limited and its member firms.

Deloitte provides audit, tax, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 210,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2014 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.